

## 休眠預金等活用法に係る異動事由

当社は、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。

### （１）普通預金

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子等の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当社が把握することができる場合に限りします。）
- ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

### （２）貯蓄預金

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子等の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当社が把握することができる場合に限りします。）

### （３）当座勘定、納税準備預金

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により

預金額に異動があったこと（当社からの利子等の支払に係るものを除きます。）

- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当社が把握することができる場合に限りします。）

#### **（４）通知預金**

- ① 引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子等の支払に係るものを除きます。）
- ② 預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

#### **（５）積立式定期預金、自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期、スーパー定期300）、期日指定定期預金、自由金利型定期預金、満期選択型定期預金（満期F（フリー））**

- ① 引出し、預入れ、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子等の支払に係るものを除きます。）
- ② 預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）若しくは繰越があったこと
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当社が把握することができる場合に限りします。）
- ⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

## (6) 合同運用指定金銭信託

- ① 一部解約（委託者のご同意を得て受益者からお申し出があり、当社でこれを認めた場合に限り）、信託金の追加、その他の事由により信託財産の額に異動があったこと（当社からの収益金の分配に係るものを除きます。）
- ② 受益者から、この信託財産について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この信託財産が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）。
  - A 公告の対象となる信託財産であるかの該当性
  - B 受益者が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 受益者からの申し出にもとづく通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）若しくは繰越があったこと
- ④ 受益者からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当社が把握することができる場合に限り）。

## (7) 総合口座（リテール口座）

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子等の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）。
- ③ 預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）。
  - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当社が把握することができる場合に限り）。
- ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

以上